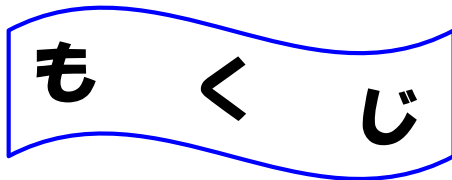


令和2年度

秩父市保育園(所)入園申し込みのてびき

～保育園入園申請書を提出する前に必ずお読みください～



- P 2 秩父市内保育園(保育所)一覧
- P 3 1. 保育園(所)とは
- P 4 2. 入園の申し込みについて
- P 7 3. 申込みから入園までの流れ
- P 9 4. 保育園(所)入園の決定
- P10 5. 保育料について
- P11 6. 保育料の納入について
- P12 7. 認定こども園について
よくある質問と回答
- P14 申込みに必要な書類チェックリスト



秩父市イメージキャラクター

ポテくまん

保育園(保育所)についてのお問い合わせ

秩父市役所

福 祉 部	こども課	電話	0494-25-5206(直通)
吉田総合支所	市民福祉課	電話	0494-72-6082(直通)
大滝総合支所	市民福祉課	電話	0494-55-0865(直通)
荒川総合支所	市民福祉課	電話	0494-54-2395(直通)



秩父市内保育園(保育所)一覧

主 体	施 設 名	所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間(延長保育時間含)	
					平日	土曜日
私 立	山田保育園(☆)	山田1404-1	23-1396	生後6か月から	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 12:30
	秩父かなめ保育園	大畑町5-4	23-2022	生後57日から	7:15 ~ 18:15	7:15 ~ 12:15
	秩父若葉保育園	金室町11-4	24-3347	生後57日から	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:30
	くわの実保育園(☆)	黒谷1163-1	24-4455	生後57日から	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 13:30
	風の森保育園(☆)	山田712-1	26-6622	生後57日から	7:00 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00
	わどうの森保育園(☆)	大野原3052-2	26-7840	生後57日から	7:00 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00
	こもれびの森保育園(☆) 令和2年4月開園予定	上影森130-1	26-7840 わどうの森保育園 井上まで	生後57日から	7:30 ~ 19:00	7:00 ~ 12:00 (未定)
公 立	永田保育所	永田町9-22	22-1805	生後8か月から	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30
	日野田保育所	日野田町1-9-27	22-1806	生後8か月から	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 12:30
	花の木保育所(☆)	上町3-21-9	22-2217	生後8か月から	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00
	影森保育所	下影森1081	22-1544	生後8か月から	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 12:30

※短時間認定の保育時間は各園(認定こども園含む)とも8:30~16:30となります。

※(☆)は延長保育実施の園です。延長保育を利用される場合は、別途延長料金がかかる場合もありますので各園にご相談ください。

※秩父かなめ保育園・秩父若葉保育園・くわの実保育園における土曜日の保育に関しては、園へ直接お問い合わせください。

※保育園(保育所)の休日については各施設の事情により変更する可能性があります。

※各保育園(保育所)の詳細は、各施設またはこども課へお問い合わせください。

秩父市内認定こども園

	施 設 名	所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間(時間外・延長保育時間含)	
					平日	土曜日
私 立	秩父こども園(☆)	下宮地町17-6	22-1385	生後57日から	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30
	秩父こども園分園(☆)	東町26-7	26-7750	生後57日から ※2歳児まで	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30
	大畑こども園(☆)	大畑町4-64	24-8221	生後57日から	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00
	秩父さくら幼稚園(☆)	上町3-10-10	22-0632	生後57日から	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30
	かみたのこども園(☆)	荒川上田野993-1	53-4030 (0~2歳) 54-0062 (3~5歳)	生後57日から	7:00 ~ 18:30	7:00 ~ 12:00
	秩父ふたばこども園(☆)	中宮地町26-21	23-8666	1歳児から	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30
	緑ガ丘こども園(☆) 令和2年4月開園予定	寺尾1548	25-6655 (0~2歳) 23-9300 (3~5歳)	生後57日から	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30
公 立	吉田こども園 令和2年4月開園予定	下吉田3912-3	77-1145	生後8か月から	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 12:30

秩父市内事業所内保育所

	施 設 名	所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間(時間外・延長保育時間含)	
					平日	土曜日
私 立	まんよう保育園 (福)秩父福祉会 万葉の郷内	下吉田7624-4	26-7517	生後6か月から ※2歳児まで	7:30 ~ 18:30	7:45 ~ 17:30 (土・祝日)
	アプリコットプレスクール (福)秩父正峰会 杏子苑内	寺尾3902-4	26-7083	生後57日から ※2歳児まで	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 19:30 (短時間認定は9:00~17:00)

※事業所内保育所とは、従業員のお子さんをお預かりする施設ですが、地域のお子さんも若干名お預かりします。

1. 保育園(所)とは

1 保育園(所)に入るには

保育園は、保護者が就労や病気等の理由により、お子さんを家庭で保育できないときに、児童福祉法に基づき保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため、**「幼児教育」「集団生活に慣れさせるため」「障がいのリハビリ」といった理由だけでは対象になりません。**

2 保育の必要性の認定基準

保護者が次の①～⑩のいずれかに該当し、児童の保育ができない場合で、保育の必要性の認定「2号」「3号」の認定を受けた場合に保育園(所)への入園資格が生じます。

- ① (就労) 1カ月あたり48時間以上の労働をしている。
- ② (母親の出産) 母親が出産前後のため、児童の保育が困難である。(労働基準法に定める期間)
- ③ (保護者の疾病、障がい等) 疾病、障がいがある等の状況にある。
- ④ (病人等の看護、介護) 児童の家庭に病人や障がいがある人がいるため、常時看護、介護をしている。
- ⑤ (災害) 児童の家庭が火災、風水害、地震等に被災し、その復旧にあたっている。
- ⑥ (求職活動) 求職活動をしている。(起業準備を含む)(3カ月間)
- ⑦ (就学) 就学している。(職業訓練校を含む)
- ⑧ (虐待・DV) 虐待やDVのおそれがある。
- ⑨ (育児休業) 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なこと。
- ⑩ (その他) 市長が認める①～⑨に類する状態にあるとき。

3 障がい児保育等について

保護者が「保育の必要性の認定基準」に該当し、保育園(所)に入園を希望する児童において、障がいがある、もしくはあると思われる児童については、集団生活が可能かどうかなど、申し込み前に市役所や保育園との相談が必要となります。

また、定期的に薬の投与が必要な児童においては、保育園の職員がお薬を投与すること(医療行為)は原則としてできませんので、申し込み前に必ずご相談ください。

4 保育園(所)の見学等について

保育園(所)では、事前にご連絡をいただければ、施設を見学することが出来ます。
園により特色がありますので、保育園入園を希望する前にはお子さんを連れて見学し、園の方針などをよく理解したうえでお申し込みください。

2. 入園の申し込みについて

保育園(所)に入園するためには、保護者が**住所地の市区町村**へ「保育の必要性の認定申請」「保育園入園の申し込み」をする必要があります。秩父市外の保育園を希望する場合も同様です。

入園日は、原則として**各月の1日から**となります。入園希望者が多数いる場合には「選考基準表」等により選考いたします。

1 支給認定とは

児童の年齢、利用希望施設等により保育の必要性を認定します。

【支給認定区分】

支給認定区分	対象となる児童	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	教育を希望する満3歳以上の就学前の児童	公立幼稚園(久那・荒川) 認定こども園
2号認定 (保育認定)	保護者が就労や疾病等により、 保育を必要とする満3歳以上の就学前の児童	保育園、認定こども園 (P.2参照)
3号認定 (保育認定)	保護者が就労や疾病等により、 保育を必要とする満3歳未満の就学前の児童	保育園、認定こども園、 事業所内保育所 (P.2参照)

【保育必要量】

保護者の就労状況等に応じ、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育利用時間が異なります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	就労・就学(目安として週 30 時間以上)、 産前・産後、災害復旧、虐待・DV ※疾病・障害・看護
保育短時間	1日最大8時間	就労・就学(目安として週 30 時間未満)、 育児休業中の継続利用、求職活動 ※疾病・障害・看護

※ 疾病・障害の状態、看護の時間により区分します。



2 申し込み受付



① 年度当初【令和2年4月】からの入園申し込み

受付期間 令和元年11月14日（木）～12月5日（木）
（土・日・祝日除く）

※こども課では11月24日（日）の下記時間も受け付けます。

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※こども課では11月14日（木）、11月28日（木）は午後7時15分まで受け付けます。

※受付期間を過ぎても受付は可能ですが、上記受付期間内に申し込んだ方が優先となります。

② 年度途中【令和2年5月以降】の入園申し込み

受付期間 随時（入園希望月の前月1日まで）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

① ②ともに、受付場所はこども課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

※保育の必要な「2号」「3号」に認定された場合であっても、保育園の空き状況によっては、ご希望の保育園に入園できない場合があります。

※秩父市外にお住まいの方で秩父市内の保育園への入園を希望される場合は、住所地の市区町村役場へお申し込みください。

【育児休業明けでお申込みされる方】

原則、復職される月から入所可能となります。

ただし、14日以前に復職される方については、復職する月の前月から入所可能となります。

例. 5月14日復職 → 4月または5月入園の申込みが可能です。

5月15日復職 → 5月入園の申込みが可能です。

※入所日の翌月14日までに復職できない場合、入所の取消または退所となります。

※復職後2週間以内に復職証明書の提出をお願いします。

3 申し込みに必要なもの

※入園児童1人につき1組必要。ただし、③以降はコピー可

①保育所入所申込書

「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」

②家庭調査票（保育の実施基準調査票）

③入園希望児童またはその家族が障害者手帳等を所持する場合はその写し

④「保育の必要性の認定基準」を満たすことを確認するための次の資料

父母について必要です。

保育の必要性の認定基準等	必要な資料
就労	就労(予定)証明書 ※こども課所定用紙
就労(自営業)	就労(予定)証明書・営業が確認できる書類
出産、病気、心身障がい等	母子手帳(写)、診断書、障害者手帳(写)等
病人の看病	看病を受けている家族の診断書等
就学	在学証明書、時間割
家庭の災害復旧	り災証明書
その他保護者が保育できない場合	状況を証明できるもの ※こども課へご相談ください
就労予定または求職中の場合	(就労)誓約書 ※こども課所定用紙

⑤「個人番号カード」、または「個人番号通知カード」と「本人確認書類(運転免許証等)」

「委任状{※申請者(保護者欄に記載した人)以外の方が来庁する場合}」

⑥保育料を決定するために必要な資料

(⑤により個人番号が確認できた場合は必要ありません)

下記の場合は児童を養育している父母等について必要です。

保護者の市民税等課税状況	必要な資料
平成31年1月1日現在、 秩父市に住所がない場合	平成31年1月1日時点での住所地が交付する 「平成31年度(令和元年度)市町村民税所得課税証明書」
令和2年1月1日現在、 秩父市に住所がない場合	令和2年1月1日時点での住所地が交付する 「令和2年度市町村民税所得課税証明書」 【令和2年6月以降発行】

※上記の資料は、入園児童の父母について必要ですが、入園児童の世帯の生計が父母の収入では成り立っていない場合、同住所・同番地に住む祖父母の住民税額も保育料の算定対象となりますので、その方についても必要です。

3. 申し込みから入園までの流れ

新年度からの入園：令和2年4月1日の保育園(所)入園申し込み

認定申請
入園申込

受付期間 令和元年 11月14日(木)～12月5日(木)
(土・日・祝日を除く)

※こども課では、11月24日(日)の下記時間も受付けます。

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※こども課では、11月14日(木)、11月28日(木)は午後7時15分まで受付けます。

受付場所 こども課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

※秩父市外の保育園(所)をご希望の場合

各自治体によって申込期限・必要書類等が異なる場合がありますので、
事前に詳細をご確認のうえ、余裕を持ってお申し込みください。

調 査

担当職員が直接お宅や職場を訪問したり電話で家庭の状況を確認することがありますのでご協力ください。

※申込み内容(就労証明書等)に虚偽があった場合は選考対象外とします。

認 定

入園選考

保護者の保育の必要性の高い方から順に決定します。

認定こども園・事業所内保育所

保育所

内定通知

結果通知

令和2年2月17日発送予定

秩父市外の保育園(所)をご希望の場合

希望保育園(所)を所管する自治体により異なります。

各園で契約

入 園

入 園

待 機

年度途中からの入園：令和2年5月1日以降の保育園(所)入園申し込み

認定申請
入園申込

《受付》 こども課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課で随時
受付いたします。

※入園希望月の前月の1日が申込み締め切りとなります。

※秩父市外の保育園(所)をご希望の場合

各自治体によって申込期限・必要書類等が異なる場合がありますので、
事前に詳細をご確認のうえ、余裕を持ってお申し込みください。

調 査

担当職員が直接お宅や職場を訪問したり電話で家庭の状況を確認することが
ありますのでご協力ください。

※申込み内容(就労証明書等)に虚偽があった場合は選考対象外とします。

認 定

入園選考

保護者の保育の必要性の高い方から順に決定します。

認定こども園・事業所内保育所 保育所

内定通知

結果通知

各月中旬以降発送予定

秩父市外の保育園(所)をご希望の場合
希望保育園(所)を所管する自治体により異なります。

各園で契約

入 園

入 園

待 機



4. 保育園(所)入園の決定

1 保育所入所承諾書による通知

提出された資料等を基に家庭状況等について審査した後、保育園(所)への入園を決定した場合は、「秩父市保育所入所承諾書」により保護者に通知いたします。

認定こども園(保育所部分)・事業所内保育所については、内定通知を交付します。

2 「誓約書」による入園の取り扱いについて

就労予定または求職のために入園を希望する場合、誓約入園として3か月間の入園承諾となります。この場合、入園後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出いただいた後、改めて希望した期間までの入園を承諾します。なお、3か月以内に保育の必要な事由が確認できない場合は退園していただきます。

※就労については 1か月あたり48時間以上の就労である状況を保育の必要な状態としています。

3 出産が理由の入園について

入園期間は、出産予定日から数えて産前6週間、産後8週間の期間が対象となります。月途中となる場合、産前6週間前の月の1日から産後8週間後の月の末日までの期間を入園承諾いたします。(多胎の場合は産前14週間、産後8週間となります)

4 ならし保育について

保育園に入園することにより、お子さんの生活環境が大きく変わります。そのため、入園当初の保育園の環境になれるまでの間は短時間の保育となります。

ならし保育の期間はおおむね1～2週間となりますが、年齢や個人差、各施設によって若干異なります。

5 入園後の変更についての届出

次の場合は、必ずこども課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課及び保育園へご連絡ください。

- 仕事が変わったとき(勤務先・勤務時間等)
- 住所や家族構成が変わったとき
- 名前が変わったとき
- 退園するとき等

◎入園後の保育の必要な事由の消滅について

入園中に以下のような理由により保育の必要な事由が消滅した場合は、こども課または保育園へ必ずご連絡ください。

- 保護者が仕事に従事せず、保育できる状態になった場合
- 産後8週間を過ぎた場合(育児休暇取得中はこの限りではない)
- 病人の看護等を常態としなくなった場合
- 母親または父親の傷病が回復し、保育できる状態になった場合
- その他上記に類する状態になった場合

※上記の理由により保育の必要な事由が一度消滅しても引き続き入園を希望される場合は(就労)誓約書を提出していただき、3か月以内に保育の必要な事由が確認できない場合は退園していただきます。

5. 保育料について

〇〇・1・2歳児の保育料は市民税の課税額により決まります。

父母の所得に対する市町村民税課税額により決定されます。

(祖父母が同住所におり、家計の主宰者と思われる場合は、祖父母の分も含みます。なお、住民票上別世帯であっても、同住所・同番地の場合は同居とみなします。)

寄付金税額控除、外国税額控除、株式等譲渡所得割額控除または配当割額、配当控除及び住宅借入金等特別控除は適用されません

※4～8月分は令和元年度、9～3月分は令和2年度の市町村民税額をもとに決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

- ・保育料は月単位です。欠席や月の途中の退所でも1か月分かかります。
- ・特別な保育（延長保育など）を利用すると、別に延長料金等がかかります。
- ・公立・私立・認定こども園・事業所内保育所による保育料の差はありません。
- ・年齢はクラス年齢です。(年度途中で3歳になっても、その年度は3歳未満の金額となります。)

秩父市保育料表【月額】（令和1年10月1日現在）

階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護等の世帯		0	0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3	市町村民税均等割のみ課税世帯		9,200 (4,350)	9,200 (4,350)
第 4	市 町 村 民 税 所 得 割 額	12,150 円未満	11,300 (5,350)	11,100 (5,250)
第 5		24,300 円未満	12,100 (5,750)	11,900 (5,650)
第 6		36,450 円未満	12,900 (6,150)	12,700 (6,050)
第 7		48,600 円未満	13,500 (6,400)	13,300 (6,300)
第 8		56,800 円未満	15,900 (7,950)	15,600 (7,800)
第 9		65,000 円未満	18,600 (9,000)	18,300 (9,000)
第 1 0		77,101 円未満	19,800 (9,900)	19,500 (9,000)
		81,000 円未満	19,800	19,500
第 1 1		97,000 円未満	20,800	20,500
第 1 2		109,000 円未満	23,300	22,900
第 1 3		121,000 円未満	25,700	25,300
第 1 4		145,000 円未満	28,100	27,600
第 1 5		169,000 円未満	30,900	30,400
第 1 6		213,000 円未満	34,700	34,100
第 1 7		257,000 円未満	38,300	37,700
第 1 8		301,000 円未満	42,300	41,600
第 1 9		397,000 円未満	48,000	47,200
第 2 0		397,000 円以上	52,100	51,200

※（ ）内の金額は、母子および父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等に該当した場合の金額です。（母子・父子・在宅障がい児（者）のいる世帯等に該当するかどうかには一定の条件があります。詳細はこども課までお問い合わせください。）

○多子軽減について

同一世帯に2人以上の子等がいる場合、世帯の状況により2子以降の児童の保育料が軽減される場合があります。詳しくはこども課までお問い合わせください。

※3・4・5歳児クラスのお子さんの保育料は課税額にかかわらず0円となります。

6. 給食費について

0歳から2歳児につきましては、保育料の中に給食費が含まれていますので、別途給食費としての負担はありません。3歳以上児につきましては、主食分と副食分の給食費ををまとめて各園にお支払いいただきます。金額は各園ごとに異なります。また、副食費については、世帯の所得や多子の状況により免除となる場合があります。

7. 保育料の納入について

保育料の納入につきましては、安全、便利で確実な口座振替のご利用をおすすめいたします。

(私立認定こども園・事業所内保育所については、各園に納入いただきますので、納入については各園へお問い合わせください。)

1 口座振替を利用するための手続き

「秩父市口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」(3枚1組)に必要事項を記入し、振替を希望する口座を開設している金融機関に提出してください(入園前でも受付できます)。

※兄弟で異なる月から入園する場合は、お子さん1人につき1組提出していただく必要があります。

①現金納入を希望する場合は、毎月中旬過ぎ頃に納入通知書を送付いたします。

②**保育料の納入期限は毎月月末です。**(当日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

※12月のみ納入期限は25日です。

※納入期限までに引き落とし口座の残高のご確認をお願いいたします。

③口座振替は、金融機関によっては、提出後約1か月ほど処理期間を要する場合がございますので、予めご了承ください。

2 口座振替を利用できる金融機関

①次の銀行等に開設してある普通及び当座預金口座

埼玉りそな銀行、りそな銀行、足利銀行、東和銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、埼玉信用組合、ちちぶ農業協同組合、ゆうちょ銀行

②振替手数料は、秩父市が負担いたします。

8. 認定こども園について

認定こども園は、就学前の子どもに保育・幼児教育を一体的に提供する幼稚園や保育園等の機能を併せ持つ施設です。

認定こども園（保育園部分）の入園申し込みも、通常の認可保育園と同様秩父市で受付いたします。幼稚園部分（1号認定）希望の児童については直接園にお申し込みください。

教材費など費用がかかる場合もありますので、園の見学や説明会などに参加し、園の方針をよく理解したうえで申し込みください。

※1号認定の保育料は、令和元年10月よりすべて無償となりました。

～よくある質問と回答～

Q. 申し込みをすれば必ず入園できますか？先着順ですか？

- A. 申込み人数が募集人数を超えた場合は選考となるため、入園できないこともあります。保育の必要性の高い方から選考するため、先着順ではありません。

Q. 申込みをして待機している期間が長ければ優先順位は高くなりますか？

- A. 待機している期間で優先順位が高くなることはありません。各月ごとに保育できない状況の緊急性の高い方から順に決定します。

Q. 保育園の見学はできますか？

- A. いつでも見学ができますが、行事等で日を改めていただく場合もあります。事前に保育園にお問い合わせください。
保育園により特色がありますので、ぜひ事前に見学をしてお確かめください。

Q. 両親の一方が単身赴任のため別居しています。申し込みにあたっては両親ともに書類が必要ですか？また、保育料の算定にあたっては、両親の税額で算定されますか？

- A. ご両親様分の書類を提出いただき選考します。保育料算定にあたっては、ご両親様分の税額が対象となります。

Q. 申込みをした後に、勤務状況や家庭状況に変更があった場合、連絡は必要ですか？

- A. 必要です。選考条件に影響しますので、必ずご連絡ください。連絡なしに入園した場合、退園していただくこともあります。入園した後に変更があった場合も必ず連絡してください。

Q. 保育園では、何時まで保育してもらえますか？

- A. 各園の開所時間の詳細は、1ページの保育園（保育所）一覧をご覧ください。

認定される保育必要量によって保育時間が違います。保育短時間認定の場合は最大 8 時間(午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分)、標準時間認定の場合は最大 11 時間の利用となります。保護者の勤務時間、通勤時間などの事情に応じてその範囲内で必要な保育を行います。認定時間を越えて保育を利用する場合は延長料金等がかかります。詳細は各園でご相談ください。

Q.アレルギーがありますが、給食は別に用意してもらえますか？

A. 除去食や代替食を用意しますが、対応できない場合には家庭からの持参をお願いする場合もあります。入園前の面接の際に必ずご相談ください。

Q.祖父母と同居しています。祖父母は仕事をしていますが、申込みはできますか？

A. 保育の必要性は、原則保護者の状況で認定します。そのため、祖父母と同居をしても、申込みができます。ただし、保育できる祖父母がいる場合は、優先順位は低くなります。祖父母が仕事をしていたり疾病等で保育できない場合は、家庭調査票に状況を記入してください。

Q.祖父母と同居しています。保育料や副食費はどうなりますか？

A. 父母それぞれの年間所得が38万円未満になると、同住所・同番地に住む祖父母を、保育料および副食費免除にかかる算定に加えます。なお、住民票上別世帯でも同様です。生計が別である場合には、お家の間取り、光熱水費の領収書等、生計が別であることがわかる書類の提出が必要となります。各算定は、ご提出のあった翌月より適用となり、さかのぼることはいたしません。

Q.保育料が無償化されたそうですが、一切お金がかかりませんか？

A. 3歳から5歳児の保育料は無償となりましたが、給食費については各園にお支払いいただきます。また、園によっては、教材費や行事費などの負担がある場合もありますので、園の見学や説明会などに参加した際にご確認ください。

なお、0歳から2歳児については、非課税世帯のみ無償化の対象となります。課税世帯については、無償とはなりませんのでご注意ください。

申し込みに必要な書類チェックリスト

チェック欄をご活用いただき、申込時に書類不備のないようお願いいたします。

保育所入所申請を確認する書類	
教育・保育給付給認定申請書兼施設利用申込書	
家庭調査票	
個人番号カード、または個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証等) 委任状(申請者以外が来庁する場合)	

保育ができない状況を証明する書類		母	父	その他
すでに仕事に就いている (決まっている)方	就労(予定)証明書 ※自営業の場合は営業を確認できる書類 (確定申告書の写し等)も添付			
これから仕事に就く予定の方	(就労)誓約書			
出産前後の母	母子手帳の写し (出産予定日の記載のあるもの)			
病気の方、看護が必要な方	診断書			
就学中の方	在学証明書および時間割表			
保護者が不在または災害復旧に あたっている方	り災証明書または 民生委員調査書			

該当者のみ提出が必要な書類		該当者
障がいのある方	障がい者手帳等(写) ※同世帯に障害のある方がいる場合	
離婚調停中の方	離婚調停を証明する書類	
未婚のひとり親家庭の方 4月～8月入所の場合:平成30年12月31日時点 9月～3月入所の場合:令和元年12月31日時点	①利用者負担額(保育料)における 寡婦(夫)控除のみなし適用申請書 ②戸籍全部事項証明書(保護者・子) ③その他必要書類(詳しくはお問い合わせください)	

※個人番号の確認ができた場合には、下記の書類は必要ありません。

保育料決定のための書類		母	父	祖母	祖父	※提出期限
平成31年1月1日現在 秩父市に住んでいなかった方	平成31年度 市町村民税所得課税証明書 【令和2年4月～8月分の 保育料算定に必要です】					申込時
令和2年1月1日現在 秩父市に住んでいなかった方	令和2年度 市町村民税所得課税証明書 【令和2年9月～令和3年3月分の 保育料算定に必要です】					令和2年6月30日 【令和2年7月以降申込み の場合は申込時】